民間実用化研究促進事業(拡充)

【1,700(900)百万円】

事業のポイント

財政投融資特別会計からの出資金を原資とし、バイオマスの利活用など農山漁村の6次産業化に資する実用化段階の技術開発及び実証試験を民間企業等に委託します。

<背景/課題>

• バイオマスを基軸とする新たな産業の振興など農山漁村の6次産業化を推進するためには、これらの基盤となる新たな技術の開発に当たり、多様な分野における民間企業等の発想力、構想力、市場ニーズを読み取る力などを最大限に活用することが必要。

- 政策目標

バイオマスを基軸とする新たな産業の振興など農山漁村の6次産業化

<内容>

- 財政投融資特別会計からの出資金を原資とし、提案公募を通じて、バイオマスの利活用など農山漁村の6次産業化に資する実用化段階の技術開発及び実証試験を民間企業等に委託します。1課題・1年当たりの委託額は2千万円から5億円程度、委託期間は原則として7年以内です。
- 委託期間中は、本事業の実施機関に配置される技術経営の素養を有する専門家が、採択課題の進行管理や、事業化のための各種支援策に関する情報提供を行います。
- 財政投融資特別会計への償還原資を確保するため、成果を活用した売上の一部を納付する計画(売上納付計画)を策定することを委託契約の要件とします。売上納付計画の実施期間は、委託期間終了後、原則として10年間です。

<実施機関> 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

[担当課:農林水産技術会議事務局研究推進課 03-3502-5530(直通)]

民間実用化研究促進事業

平成22年度予算額: 17億円(9億円)

財政投融資特別会計からの出資金を原資とし、バイオマスを基軸とする新たな産業の振興など農山漁村の6次産業化に資する実用化段階の技術開発及び実証試験を民間企業等に委託。

事業のスキーム

財政投融資特別会計(投資勘定)

償還

出資

財投機関(農研機構

- ⑧事業実施状況の 調査
- ⑩必要に応じ、売上 納付計画達成に向 けた指導
- ③外部の専門家から構成 される委員会による採択審 査
- ⑥年次評価
- ⑤技術経営の知見を有する者による進行管理や各種支援策に関する情報の提供

①公募

- ◆委託額:2千万円~5億円程度/年
- ◆委託期間:原則7年以内
- ◆委託内容:バイオマスの利活用など農山 漁村の6次産業化に資する実用化段階の 技術開発及び実証試験
- ◆売上納付計画(委託期間終了後原則10 年間)の策定

売上納付

委託

民間企業等

- ⑦事業実施状況報 告書の提出
- ⑨成果を活用した製品の売上額の一部 を納付

④技術開発及び実証試験 の実施

②計画の提案

提案の例:

- ◆低コストバイオ燃料生産プラントの開発
- ◆バイオマスから化学工業原料を製造するプラントの開発
- ◆植物工場用品種(工業原料生産など)と その栽培技術の開発